

施設等利用費の支給について

預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用料の無償化に係る施設等利用費の支給は、償還払いにより実施します。

無償化対象施設・事業を利用した際は一度利用料をお支払いください。後日、施設等利用費の請求をいただくことで、お支払いした利用料のうち無償化対象額を申請者に直接還付させていただきます。

施設等利用費の請求には、施設等が発行する領収証兼提供証明書の添付が必要となります。領収証兼提供証明書は紛失しないよう大切に保管してください。

なお、施設等利用給付認定の認定期間外の利用については、無償化の対象外となります。**認定通知書の「認定の有効期間」を十分にご確認ください。**

1. 申請方法

施設を通して請求書^{※1}を配布します。請求書に当該利用に係る領収証兼提供証明書^{※2※3}・通帳の写し^{※4※5}を添付して施設に提出してください。施設が利用者分をとりまとめて和歌山市に提出します。

※1 請求書は和歌山市ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/kosodate/1036141/1025467.html>

※2 領収証と提供証明書が別々に発行された場合は、領収証と提供証明書を添付してください。

※3 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用については、領収証兼提供証明書の代わりに活動報告書を添付してください。

※4 通帳の金融機関名、支店名、預貯金種別、口座名義、口座番号の記載されたページ。通帳の写しの提出は初回のみ必須。2回目以降は振込先に変更のある場合のみ提出が必要。

※5 公金受取口座を指定する場合、通帳の写しの提出は不要です。

複数の施設・事業を利用している場合の書類提出先

①幼稚園（認定こども園）を利用している → 幼稚園（認定こども園）に請求書等を提出

②幼稚園（認定こども園）を利用していない

→認可外保育施設を利用していれば、認可外保育施設に請求書等を提出

→認可外保育施設を利用していなければ、利用した事業を実施する事業所等に請求書等を提出

2. 提出期間・支払日等

各提出締切日までに提出のあった請求について、各支払日に保護者の指定した口座に振り込みます。

振込に関する通知は行いませんので、通帳等でご確認ください。（通帳には「シヅウリヨウ」と印字されます。）

	利用料 ^{※6}	提出締切日 ^{※7} (保護者→施設)	支払日 ^{※8}
第1回目	4～6月分	7月10日	9月20日
第2回目	7～9月分	10月10日	12月20日
第3回目	10～12月分	1月10日	3月20日
第4回目	1～2月分	3月10日	5月5日
第5回目	3月分	4月10日	5月29日 ^{※9}

※6 原則として、各期間の利用料に対応する締切日までに、請求書等を提出してください。

※7 提出締切日が土日等で施設等が休みの場合は、その前日までにご提出ください。

※8 支払日が土日等で金融機関が休みの場合、翌営業日が支払日となります。

※9 数日後後する可能性があります。翌年4月以降に確定します。

3. 施設等利用費の上限額について

(1) 幼稚園・認定こども園を利用している方

月額11,300円（満3歳児については、月額16,300円）が上限額となります。ただし、幼稚園降園後の預かり保育事業については、日額450円が上限となります。

(2) 幼稚園・認定こども園を利用していない方

月額37,000円（3歳未満児については、月額42,000円）が上限額となります。

※ただし、月の途中で認定が開始された場合は、認定開始月の月額上限額は日割計算となります。

施設等利用給付費の流れ

無償化の対象となる施設・事業を利用し、利用料を支払います。



この間、施設から交付される領収証兼提供証明書は大切に保管してください。

施設に請求書等を提出します。



○提出書類○

請求書・領収証兼提供証明書・通帳の写し※

※通帳の金融機関名、支店名、預貯金種別、口座名義、口座番号の記載されたページ
※公金受取口座を指定する場合、通帳の写しの提出は不要です。

施設が利用者の請求書等を取りまとめて市へ提出します。



申請書類に不備があった場合等ご連絡します。ご協力をお願いします。

市から施設等利用費が指定の銀行口座に振り込まれます。

こんな場合は・・・

Q1) 幼稚園の預かり保育のほかに認可外保育施設を利用していますが、認可外保育施設についても無償化の対象となりますか。

A1) 幼稚園に通う場合、無償化の対象となるのは、原則として預かり保育のみとなります。ただし、預かり保育が国の定める基準に満たない一部の幼稚園に通う場合は、認可外保育施設も無償化の対象となります。

Q2) 複数の無償化対象施設・事業を利用しているのですが請求書は複数枚必要ですか。

A2) 1枚の請求書に、利用したすべての施設・事業の領収証兼提供証明書等を添付してください。なお、兄弟（姉妹）で利用した場合、まとめずに、認定子どもごとに請求書を作成してください。

Q3) 請求書をいつ提出するかは任意となりますか。

A3) できるだけ各期間の利用料に対応する締切日までに請求書を提出してください。請求忘れ等の場合には、次の締切日にまとめて提出いただくことも可能です。不明な点があれば相談してください。

Q4) 領収証兼提供証明書は原本の提出が必要ですか。

A4) 原本の提出をお願いします。なお、領収証兼提供証明書は返却しませんので、必要であればコピーを取っておいてください。

Q5) 領収証兼提供証明書を紛失した。

A5) 再発行が可能か施設に相談してください。

Q6) 和歌山市に直接請求書等を提出することは可能ですか。

A6) 幼稚園（認定こども園幼稚部）利用者については、必ず通園している施設に請求書等を提出してください。それ以外の施設・事業利用者についても、原則として施設に提出してください。

Q7) 食材料費（預かり保育の際に提供される給食やおやつ代）などの実費も無償化の対象になりますか。

A7) 食材料費などの実費は無償化の対象外です。

Q8) ネット銀行を利用しており通帳がないため通帳の写しが提出できない。

A8) 振込先等が確認できる書類を提出してください（キャッシュカードの写し、ネット銀行の画面の写し等）。

Q9) 施設等利用給付認定保護者以外の公金受取口座を指定できますか。

A9) 公金受取口座を指定する場合、施設等利用給付認定保護者の公金受取口座への振込となります。認定保護者以外の方の口座への振込を希望する場合は、振込先を記入し、初回は通帳の写しを提出してください。

問い合わせ先

和歌山市保育こども園課 連絡先：073-435-1064